

段階的緩和措置等終了に伴う地域ふれあいセンターの利用にかかる感染 防止対策事項

令和3年10月25日

1. 利用上のお願い

感染防止の観点から、地域ふれあいセンター利用の際は以下のことにご協力お願いいたします。

- 1) 入館時の施設職員による検温及び高温（37.5度以上）時の利用制限
- 2) 入館中のマスクの着用（トイレや廊下など共用スペースでは必須）
※貸室内での運動や歌唱、楽器演奏などの活動の際や身体状況に応じ、熱中症予防等のため、感染防止対策に配慮の上マスクを外すことは可とします。
- 3) 入館時の手指の消毒、在館中の手洗い
- 4) 利用者名簿の提出
※クラスター発生時には追跡調査のために保健所等に提出します。
- 5) 室の換気（空調機器の使用、窓、出入り口の開放による、常時または定時の換気）
- 6) 私用ゴミの持ち帰り
- 7) エントランス、廊下等の共用の場所での長時間、または大声での会話の自粛
- 8) 利用団体による、使用室の消毒清掃
利用団体は室の使用終了後、貸し出し時間内に事務室から借り受けた消毒液を用いて、室のドアノブ等時間内に触れた施設・設備を消毒清掃します。
- 9) 活動時にご配慮いただく事項
 - ①感染予防（人との距離の確保（できるだけ1m以上間隔を空ける）、飛沫防止、接触防止等）に十分に配慮した活動方法としてください。その際、同種の活動に関し、全国団体等が作成するガイドラインを参照する等してください。
 - ②歌唱や吹奏楽器の演奏を行う場合、特に一人一人の間隔の確保（概ね2m）や人が向き合わずに行う方法としてください。

③激しい呼気となる活動や大音声を発する活動は控えてください。

2. その他

事前に明示されていない感染防止対策であっても職員の指示がある場合はご協力ください。